

# 気になる この用語

第13回

岡田 崇 Okada Takashi 弁護士

大阪弁護士会所属(51期)。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員。消費者センターやIT企業の顧問を務める。インターネットに関連する消費者問題に取り組む。

## 商標権侵害

「商標権」とはどのような権利でしょうか。インターネット時代の「商標権侵害」にはどのような対応がなされているのでしょうか。

### 商標権とは

商標とは、事業者が、自己(自社)の取り扱う商品・サービスを他人(他社)のものと区別するために使用するマーク(識別標識)です。

私たちは、商品を購入したりサービスを利用したりするとき、企業のマークや商品・サービスのネーミングである「商標」を1つの目印として選んでいます。このような、商品やサービスにつける「マーク」や「ネーミング」を財産として守るのが「商標権」という知的財産権です\*1。

商標には、文字、図形、記号、立体的形状やこれらを組み合わせたものなどのタイプがあります。また、2015年4月から、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標および位置商標についても、商標登録ができるようになりました。

商標権を取得するためには、特許庁へ商標を出願して商標登録を受けることが必要です。商標登録を受けないまま商標を使用している場合、先に他社が同じような商標の登録を受けていれば、その他社の商標権の侵害に当たる可能性があります。また、商標を先に使用していたとしても、その商標が、自社の商品やサービスを表すものとして需要者に広く知られているといった事情がなければ、商標権の侵害に当たる可能性があるため注意が必要です。

### 商標登録出願

商標登録出願を行う際には、「商標登録を受けようとする商標」とともに、その商標を使用する商品またはサービスを指定し、商標登録願に記載することになります。指定した商品を「指定商品」、指定した役務を「指定役務」と言います。この指定商品・指定役務によって、権利の範囲が決まります。指定商品・指定役務を記載する際には、あわせて区分も記載する必要があります。区分は、商品・役務を一定の基準によって「薬剤」や「電気通信」などにカテゴリー分けしたもので、第1類～第45類まであります\*1。

商標登録出願がなされると、特許庁では、出願された商標が登録できるものかどうか審査します。審査の結果、登録査定となった場合は、その後、一定期間内に登録料を納付すると、商標登録原簿に設定の登録がなされ、商標権が発生します。

商標権の存続期間は、設定登録の日から10年で終了しますが、更新することもできます。

### 商標権の効力

商標権が発生すると、権利者は、指定商品または指定役務について登録商標を独占的に使用できるようになります(専用権、商標法25条)。また、第三者が指定商品または指定役務と同一の商品または役務に自己の登録商標と類似する商標を使用することや、第三者が指定商品また

\*1 特許庁「商標制度の概要」  
<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/chizai08.html>

は指定役務と類似する商品または役務に自己の登録商標と同一または類似の商標を使用することを排除することができます(禁止権、商標法37条)(表)。

権利を侵害する者に対しては、侵害行為の差止め、損害賠償等を請求できます。また、侵害行為を故意に行った場合には刑事罰もあります。

商標権の効力を一律に及ぼすと円滑な経済活動に支障を来すおそれがある場合、例えば、①自己の氏名・名称等を普通に用いられる方法<sup>\*2</sup>で表示する場合②自己の商品または役務の普通名称、品質等を普通に用いられる方法で表示する場合には、商標権の効力は及びません<sup>\*3</sup>。

### インターネットと商標権侵害

ドメイン名、メタタグ(自分の思いどおりのキーワードを検索エンジンに拾わせるためのタグ)、メールマガジンの名称についても商標として使用したと認めた裁判例があります。

また、プロバイダ責任制限法(以下、法)において、情報の流通により権利を侵害したとされるものの中には商標権侵害も含まれることから、プロバイダへの削除請求(法3条)や発信者情報開示(法4条)も認められます。

### ブランド模倣品の輸入と商標権侵害

インターネットの発展により、海外からブランド模倣品を購入するという事例が増えています。このケースにおける商標権侵害について説明します。

まず、インターネット等を用いた通信販売、インターネットオークションなどを通じて、ブランド模倣品を注文・購入し、海外から日本国内への送付を受けることは「輸入」に該当します。

また、個人がブランド模倣品を輸入する行為であっても、また、それがブランド模倣品を1

表 商標権の効力が及ぶ範囲<sup>\*3</sup>

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品または指定役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

×の部分には、商標権の効力は及びません。

個だけ輸入する行為や1回だけブランド模倣品を輸入する行為であっても、最終的に輸入者が複数の商品を販売していた場合など、業として商品の譲渡等を行う者が商標を使用する場合には、商標権侵害となります。

この点、業として商品の譲渡等を行う者に該当するかについては、輸入の目的、輸入する商品の個数、過去にも輸入を行っているかなどの諸事情を総合的に考慮して個別に判断され、一度に多数輸入している場合や繰り返し輸入している場合には、業として商品の譲渡等を行う者に該当する可能性が高いと考えられます。

商標権侵害が成立する場合には、認識の有無を問わず、商標権者等から侵害行為の差止請求を受ける可能性があります。また、商標権者等から損害賠償請求を受ける可能性もあります。この場合、他人の商標権を侵害した者は、その侵害行為について過失があったものと推定されるため(商標法第39条で準用する特許法第103条)、侵害を問われた者は過失がないことを自ら立証する必要があり、これを立証できない限り、商標権侵害により生じた損害の賠償責任を負う必要が生じます。

そのほか、故意に商標権を侵害した場合には、前述のとおり、刑事罰に処せられる可能性があります。

\*2 「普通に用いられる方法」とはその書体や全体の構成等が特殊なものではないものをいう。

\*3 特許庁「商標権の効力」<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/shotoha.html>